

## フォーム 3 - 公開情報フォーム

このフォームは現地監査\*の30日前までに認証機関により提出されなければならない。記載されている情報に変更がある場合は、変更から5日以内かつ審査予定日から10日以前にASCに再提出されなければならない。期限に遅れた場合、新たに審査のアナウンスがされ、再度30日ルールが適用される。

このフォームに記載される情報は公開されなければならない。この情報はフォーム提出から3日以内にASCのウェブサイトに掲載されることが望ましい。

このフォームは利害関係者および関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

このフォームは必要に応じて現地の言語に翻訳されることが望ましい。

### PDF 1 公開情報フォーム

PDF 1.1 認証機関名称	アマタ株式会社
PDF 1.2 提出日	2017/4/3
PDF 1.3 認証機関連絡窓口	
PDF 1.3.1 連絡担当者	山野下 仁文
PDF 1.3.2 認証機関内の役職	-
PDF 1.3.3 所在地	〒102-0073
PDF 1.3.4 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
PDF 1.3.5 電話番号	03-5215-8326
PDF 1.3.6 その他	-
PDF 1.4 ASC顧客	
PDF 1.4.1 連絡担当者	阿部 富士夫 氏
PDF 1.4.2 顧客組織内の役職	宮城県漁業協同組合志津川支所 支所長代理
PDF 1.4.3 所在地	〒986-0781 宮城県本吉郡南三陸町戸倉津の宮1
PDF 1.4.4 メールアドレス	fujio.a@jf-miyagi.com
PDF 1.4.5 電話番号	0226-46-9211
PDF 1.4.6 その他	-
PDF 1.5 認証単位	
PDF 1.5.1 単独サイト	

PDF 1.5.2 マルチサイト  
PDF 1.5.3 グループ認証

はい

PDF 1.6 監査対象サイト

サイト名称	GPS座標	その他の位置情報	監査予定サイト	監査予定日
戸倉地区: 区画漁業権 における許可区画1526 番	38° 39.16' N, 141° 26.82' E		はい	2015年11月12日、 13日
	38° 39.27' N, 141° 27.64' E			
	38° 39.03' N, 141° 27.74' E			
	38° 38.74' N, 141° 27.43' E			
	38° 38.76' N, 141° 27.08' E			
	38° 38.63' N, 141° 27.06' E			
	38° 38.63' N, 141° 26.72' E			
戸倉地区: 区画漁業権 における許可区画1528 番	38° 39.16' N, 141° 27.80' E		はい	2015年11月12日、 13日
	38° 39.29' N, 141° 28.67' E			
	38° 38.89' N, 141° 28.70' E			
	38° 39.04' N, 141° 27.85' E			
戸倉地区: 区画漁業権 における許可区画1530 番	38° 39.40' N, 141° 28.74' E		はい	2015年11月12日、 13日
	38° 39.42' N, 141° 28.98' E			
	38° 39.40' N, 141° 29.46' E			
	38° 39.24' N, 141° 29.46' E			
	38° 39.25' N, 141° 29.16' E			
	38° 38.96' N, 141° 29.10' E			
戸倉地区: 区画漁業権 における許可区画1534 番	38° 39.29' N, 141° 30.02' E		はい	2015年11月12日、 13日
	38° 39.25' N, 141° 30.20' E			
	38° 39.08' N, 141° 30.16' E			
	38° 38.81' N, 141° 30.18' E			
	38° 39.00' N, 141° 29.54' E			

戸倉地区:区画漁業権	38° 39.61' N, 141° 30.08' E	はい	2015年11月12日、
における許可区画1535	38° 39.63' N, 141° 30.29' E		13日
番	38° 39.75' N, 141° 31.07' E		
	38° 39.46' N, 141° 31.07' E		
	38° 39.45' N, 141° 30.25' E		
	38° 39.49' N, 141° 30.09' E		

### PDF 1.7 魚種及び規格

規格	生産される魚種(学名)	認証範囲に含まれるか (はい/いいえ)	使用されるASC承認規 格	版番号
アワビ				
二枚貝	<i>Crassostrea gigas</i>	はい	ASC二枚貝規格	1.0
淡水トラウト				
パンガシウス				
サケ				
エビ				
ティラピア				
その他				

### PDF 1.8 利害関係者へのコンサルテーション予定および、どのように利害関係者が関与できるか

氏名/組織	審査における関係性	利害関係者の関与方法 (個別訪問、電話での聞き取り、意見提出等)	利害関係者への連絡 予定日	利害関係者への 連絡手段

### PDF 1.9 スケジュール案

PDF 1.9.1	契約書締結日:	2015/10/19
PDF 1.9.2	審査開始日:	2017/2/1
PDF 1.9.3	現地監査日:	2017年4月27日、28日
PDF 1.9.4	認証決定/判断	2017/5/19

### PDF 1.10 審査チーム

列1	氏名	ASC登録情報
PDF 1.10.1	主任審査員	小川 直也
PDF 1.10.2		

PDF 1.10.3 社会面の審査員 白木 朋子

## 不適合報告フォーム

指摘される不適合ごとに、このフォームのコピーが作成され、審査報告書に含められなければならない。

参照番号	記入者		
NCF 1	認証機関	不適合番号	2017.1
NCF 2	認証機関	不適合発見者	小川 直也
NCF 3	認証機関	発見日	2017/4/28
NCF 4	認証機関	対象審査	第1回定期監査
NFC 5		この不適合に関係する規格の変更または解釈(フォーム1)がASCにより承認されているか。されている場合は、規格変更または解釈記録の参照を明記すること	該当しない
NFC 6		承認された規格の変更または解釈を適用する理由	該当しない
NCF 6	認証機関	不適合の状況	継続
NCF 7	認証機関		解除
NCF 8	認証機関	不適合の分類	重大
NCF 9	認証機関		軽微
NCF 10	認証機関		観察事項
NCF 11	認証機関	不適合解除の期限	2018/4/27
NCF 12	認証機関	不適合解除の期限の理由	最終報告書の受領日から12ヶ月後
NCF 13	認証機関	参照要求事項	ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)
NCF 14	認証機関	参照文書 条項番号	5.1.2
NCF 15	認証機関	要求事項の内容	生物系廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの
NCF 16	認証機関	不適合の内容	カキ殻の一時保管場所は町有地であり、漁協が町と土地賃貸借契約書を結んでいる。平成26年4月1日から平成29年3月31日の契約書。これ以降の契約更新については漁協において状況が把握されていないかった。
NCF 17	認証機関	発見された不適合の根拠	平成26年4月1日から平成29年3月31日の契約書。それ以降の契約書の不在。
NCF 18	顧客	提示された不適合に関する不正確な情報(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 19	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 20	顧客	不適合の根本的な原因(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 21	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 22	顧客	提案する、または実施した是正処置(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 23	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 24	顧客	提案する、または実施した予防処置(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 25	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 26	顧客	是正処置の実施期間を次の期日まで延期するための要請	
NCF 27		延期要請の理由	
NCF 28	認証機関	延期要請の承認	
NCF 29		承認/却下の理由	
NCF 30		不適合の解除日	

## 不適合報告フォーム

指摘される不適合ごとに、このフォームのコピーが作成され、審査報告書に含められなければならない。

参照番号	記入者		
NCF 1	認証機関	不適合番号	2017.2
NCF 2	認証機関	不適合発見者	小川 直也
NCF 3	認証機関	発見日	2017/4/28
NCF 4	認証機関	対象審査	第1回定期監査
NFC 5		この不適合に関係する規格の変更または解釈(フォーム1)がASCにより承認されているか。されている場合は、規格変更または解釈記録の参照を明記すること	該当しない
NFC 6		承認された規格の変更または解釈を適用する理由	該当しない
NCF 6	認証機関	不適合の状況	継続
NCF 7	認証機関		解除
NCF 8	認証機関	不適合の分類	重大
NCF 9	認証機関		軽微
NCF 10	認証機関		観察事項
NCF 11	認証機関	不適合解除の期限	2018/4/27
NCF 12	認証機関	不適合解除の期限の理由	最終報告書の受領日から12ヶ月後
NCF 13	認証機関	参照要求事項	ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)
NCF 14	認証機関	参照文書 条項番号	5.2.1
NCF 15	認証機関	要求事項の内容	生産に関するエネルギーの使用状況の監視とエネルギー効率の改善のための活動を継続していることを示す証拠となるもの
NCF 16	認証機関	不適合の内容	燃料使用量は年に1回生産者から漁協に報告書を提出してもらう。しかし、平成27年の記録を集めたが、報告がなされていない生産者が数名いた。
NCF 17	認証機関	発見された不適合の根拠	平成27年 燃料使用量一覧表
NCF 18	顧客	提示された不適合に関する不正確な情報(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 19	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 20	顧客	不適合の根本的な原因(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 21	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 22	顧客	提案する、または実施した是正処置(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 23	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 24	顧客	提案する、または実施した予防処置(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 25	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)	
NCF 26	顧客	是正処置の実施期間を次の期日まで延期するための要請	
NCF 27		延期要請の理由	
NCF 28	認証機関	延期要請の承認	
NCF 29		承認/却下の理由	
NCF 30		不適合の解除日	

## 不適合報告フォーム

指摘される不適合ごとに、このフォームのコピーが作成され、審査報告書に含められなければならない。

参照番号	記入者		
NCF 1	認証機関	不適合番号	2017.3
NCF 2	認証機関	不適合発見者	小川 直也
NCF 3	認証機関	発見日	2017/4/28

NCF 4	認証機関	対象審査	第1回定期監査	
NFC 5		この不適合に関係する規格の変更または解釈(フォーム1)がASCにより承認されているか。されている場合は、規格変更または解釈記録の参照を明記すること		該当しない
NFC 6		承認された規格の変更または解釈を適用する理由		該当しない
NCF 6	認証機関	不適合の状況	継続	✓
NCF 7	認証機関		解除	
NCF 8	認証機関	不適合の分類	重大	
NCF 9	認証機関		軽微	
NCF 10	認証機関		観察事項	✓
NCF 11	認証機関	不適合解除の期限		該当しない
NCF 12	認証機関	不適合解除の期限の理由		該当しない
NCF 13	認証機関	参照要求事項	参照文書	ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)
NCF 14	認証機関		条項番号	7.4.2
NCF 15	認証機関		要求事項の内容	業務上の健康と安全に関する研修の機会が全従業員にある
NCF 16	認証機関	不適合の内容		カキの水揚げの際に船に乗る際はライフジャケットの着用が決められており、生産者も認識はしている。ただし一部生産者においては着用していないことが確認された。
NCF 17	認証機関	発見された不適合の根拠		生産者への聞き取り
NCF 18	顧客	提示された不適合に関する不正確な情報(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 19	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 20	顧客	不適合の根本的な原因(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 21	認証機関	上記への回答(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 22	顧客	提案する、または実施した是正処置(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 23	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 24	顧客	提案する、または実施した予防処置(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 25	認証機関	認証機関による評価(記入者名および提出日を記載すること)		
NCF 26	顧客	是正処置の実施期間を次の期日まで延期するための要請		
NCF 27		延期要請の理由		
NCF 28	認証機関	延期要請の承認		
NCF 29		承認/却下の理由		
NCF 30		不適合の解除日		

## ASC審査報告書 - オープニング

### 一般要求事項

- C1 審査報告書は英語および事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれなければならない。
- C2 審査報告書には商業上公開できない情報のための機密附則を含めてもよい。
  - C2.1 認証機関は、商業上公開できない情報の内容について認証申請者と合意しなければならず、この情報は認証契約書に規定に従い、ASCおよび任命された認定機関からの要請に基づきこれらの機関に示されなければならない。
  - C2.2 公開用報告書には機密附則に含まれる項目の明瞭な概要が含まれなければならない。
  - C2.3 商業上公開できない情報を含む附則を除き、審査報告書はすべて公開される。
- C3 認証機関は、機密附則の内容を含む、報告書のすべての内容に唯一責任をもつ団体である。
- C4 認証審査および再認証審査報告の報告期限
  - C4.1 審査の完了から30日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた報告書の草案を提出しなければならない。
  - C4.2 5日以内にASCは、報告書の草案をASCウェブサイトに掲載する。
  - C4.3 認証機関は、利害関係者および関心の高い者が報告書に対して意見を述べる期間を15日間設けなければならない。
  - C4.4 意見募集期間の終了日から20日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書をASCに提出しなければならない。
  - C4.5 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
  - C4.6 審査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。
- C5 定期監査報告書の報告期限
  - C5.1 監査の完了から90日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書を提出しなければならない。
  - C5.2 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
  - C5.3 監査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

### 1 タイトルページ

1.1 認証申請者名	宮城県漁業協同組合志津川支所
1.2 報告書タイトル [例: 公開用認証報告書]	公開用認証報告書
1.3 認証機関名	アミタ株式会社

1.4 主任審査員名	小川 直也
1.5 報告書作成者およびレビューアーの氏名と所属	報告書作成者 - アミタ株式会社 小川 直也 報告書レビューアー - アミタ株式会社 山野下 仁文
1.6 顧客連絡担当者の氏名と役職	宮城県漁業協同組合志津川支所 支所長代理 阿部 富士夫 氏
1.7 日付	2017年4月27日、28日

## 2 目次

I. 審査報告書 - オープニング II. 審査定型書式 - 二枚貝 III. 審査報告書 - トレーサビリティ IV. 審査報告書 - クロージング 不適合報告フォーム 公開情報フォーム
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 用語集

ASC用語集において定義されていない、この審査報告書特有の用語および略称	なし
--------------------------------------	----

#### 4 まとめ

報告書および所見の簡潔なまとめ。まとめは、利害関係者およびその他の関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

4.1	審査範囲の簡潔な説明	審査範囲は宮城県南三陸町戸倉地区のカキ養殖場である。
4.2	認証単位の事業に関する簡潔な説明	養殖場は38の家族により運営されている。これらはすべて家族経営であり、雇用者はいない。これらの生産者は宮城県漁業協同組合に属している。
4.3	認証単位のタイプ (リストから1つのタイプを選択すること)	マルチサイト
4.4	審査のタイプ (リストから該当する審査のタイプを選択すること)	第1回定期監査
4.5	主な所見のまとめ	審査において重大な不適合は発見されなかった。軽微な不適合2点と観察事項が1点指摘された。
4.6	審査決定	宮城県漁業協同組合志津川支所は、マガキ(Crassostrea gigas)についてASC二枚貝認証が継続される。

#### 5 認証機関の連絡窓口

5.1	認証機関名	アマタ株式会社
5.2	所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
5.3	メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
5.4	その他の連絡先情報	電話番号:03-5215-8326

## 6 認証申請者の背景

6.1 1.2および1.3を除く公開情報フォーム (フォーム3)の情報 全ての情報は審査の実施に伴い必要に応じて更新される

### 公開情報フォーム参照

6.2 認証単位の説明 (初回審査)/ 変更点がある場合は変更点の説明 (定期監査および再認証審査)

南三陸町は宮城県の北東部に位置する。町の面積は163.74km<sup>2</sup>、東西約18km、南北約18kmで、東は太平洋に面し、西・北・南の三方を標高300～500mの山に囲まれている。町境はすべて分水嶺となっており、町内の河川はすべて同じ志津川湾にそそぐため、ひとつの流域が町内で完結しており、海山が一体となって豊かな自然環境を形成している。また、沿岸部はリアス式海岸特有の豊かな景観を有し、沿岸部一帯は三陸復興国立公園に指定されている。気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、宮城県内では比較的温暖な地となっている。

南三陸町では、豊かな自然環境を生かし、古くから水産業や林業が盛んであった。特に沿岸部は日本有数の良好な養殖漁場となっており、志津川湾内では古くから同じ海域でノリ、カキ、ワカメ、ホヤ、ギンザケなどの養殖がおこなわれてきた。昭和50年代になるとギンザケ養殖が始まり、近年ではホタテの養殖も盛んになってきている。

宮城県におけるカキ養殖の歴史は古く、始まりはおおよそ300年ほど前だと言われている。1899年には宮城県水産試験場が設立され、養殖方法の研究開発が行われてきた。1930年に「イカダ式」が開発されると、水深の深い志津川湾でもカキ養殖が可能となった。1952年には「延縄式垂下法」が開発され、沖合での養殖が飛躍的に進んだ。

南三陸町の歴史において特筆しなければならないのは、地震・津波災害との戦いとそこからの復興の歴史である。本町はその地形的な特性から津波の影響を受けやすく、過去に数々の津波の被害があったことを示す記録があり、古くは平安時代(9世紀-12世紀頃)までさかのぼる。近代では、明治29年、昭和8年の三陸大津波、昭和35年のチリ地震津波がある。津波のたびに、市街地はところにより壊滅的な被害を受け、そのたびに復興を果たしてきた。そして平成23年3月11日には、東日本大震災により、最大20メートルを超える津波が発生した。死者566人、行方不明者212人(南三陸警察署発表)となり、町内の海岸沿い低地のほとんどが壊滅的な被害を受けるなど、未曾有の大惨事となった。養殖施設も壊滅的な被害を受け、ゼロからの復興となった。

宮城県漁業協同組合志津川支所戸倉地区カキ部会では、従来、家族単位による養殖業が行われてきた。海面を各生産者に割り当て、生産者ごとに養殖施設の管理を行う仕組みであり、その取りまとめ役として協同組合が組織されている。各生産者は家族経営であり、雇用はしていない。震災前は、各生産者が競い合って施設を設置し、船の出入りが難しいほど密集していたため、水質環境の悪化によるカキの生育不良などの影響がみられていた。震災後は、国の「がんばる養殖復興支援事業」を活用し、平成24年2月から平成27年3月の約3年間、生産者単位ではなく、ひとつの協業体を組織し、共同経営による生産管理を行ってきた。この中で、養殖施設の数的大幅に減らして施設間隔を広くし、海洋環境の改善、それによるカキの生育や品質の改善に取り組んできた。事業は平成27年3月に終了し、その後は従来の家族単位の経営に戻されたが、事業で構築された仕組みは維持しながら、現在のカキ養殖がおこなわれている。

今回の定期監査では認証単位に変更はない。

6.3	認証単位が現在保持するその他の認証	なし
6.4	この審査の前に取得したその他の認証	なし
6.5	認証単位の <u>本年度</u> の予想される年間生産量	120,000 kg (カキ殻を含まない)
6.6	認証単位の <u>前年度</u> の <u>実際</u> の年間生産量 (定期監査および再認証審査では必須)	生カキ: 119,442kg 殻付カキ: 37,510kg (2016年4月～2017年3月)
6.7	認証単以内で採用されている生産方法 (リストから1つ以上を選択)	筏
6.8	認証単位で雇用されている従業員数	0

## 7 範囲

7.1	実施された審査で使用された規格 (版番号を含めること)	ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)
7.2	認証申請者の養殖場で生産される魚種	マガキ ( <i>Crassostrea gigas</i> )

<p><b>7.3</b> 審査範囲の説明 これには認証単位が、事業体により管理されている、または事業体の所在するサイトに含まれる生産または収穫地域を網羅しているか、それとも認証単位がこれら地域の一部のみを対象としているかの説明を含む 生産または収穫地域の一部のみが認証単位の対象となっている場合、対象地域が明記されなければならない</p>	<p>審査範囲は志津川湾の南側に位置するカキ養殖場である。認証範囲には南三陸町戸倉地区のすべての生産者が含まれている。志津川湾の北側は志津川地区の生産者により利用されており、本認証の範囲外である。</p>
<p><b>7.4</b> 次のCoCへ受け渡される時点まで認証製品を取り扱う可能性がある保管、加工、流通サイトの名称と所在地(請負も含む)</p>	<p>津の宮カキ共同処理場 - 宮城県本吉郡南三陸町戸倉原106 波伝谷カキ共同処理場 - 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字戸倉197-1 滝浜カキ処理場(後藤清広氏)- 宮城県本吉郡南三陸町戸倉若宮9-2 長清水カキ処理場(阿部徳治氏) - 宮城県本吉郡南三陸町戸倉藤浜163-1 長清水カキ処理場(佐々木誠氏) - 宮城県本吉郡南三陸町戸倉長清水40 タブの木 漁協直販所 - 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字津の宮5</p>
<p><b>7.5</b> 対象水域の説明</p>	<p>志津川湾南側</p>

**8 審査計画**

<p><b>8.1</b> 審査員名および以下の項目の実施日または完了日:審査実施、報告書作成、報告書レビュー、認証判断</p>	<p>小川 直也 - 主任審査員 白木 朋子 - 社会審査員</p> <p>審査実施 - 2017年4月27日、28日 報告書作成 - 2017年5月19日に完了 報告書レビュー 2017年5月25日に完了 認証判断 - 2017年5月26日</p>
------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**8.2 過去の審査(該当する場合):**

	不適合 参照番号	規格参照 条項番号	解除期限 - 状況 - 各不適合の解除日
8.2.1 初回審査 - 2015年11月	2015.1	1.1.1	なし - 解除 - 2015年11月19日
	2015.2	2.3.1	2017年1月31日 - 解除 - 2015年11月20日
第1回定期監査 - 年月			
第2回定期監査 - 年月			
再認証審査 - 年月			
抜き打ち監査 - 年月			
不適合解除監査 - 年月			
認証範囲拡大審査 - 年月			

**8.4 実施された審査計画:**

	日付	場所
8.4.1 机上調査	2017年4月10日	-
8.4.2 現地監査	2017年4月27日、 28日	宮城県本吉郡南三陸町戸倉
8.4.3 利害関係者へのインタビューおよび地域住民との意見交換	2017年4月27日	宮城県本吉郡南三陸町戸倉
8.4.4 顧客への報告書草案送付	2017年7月20日	宮城県本吉郡南三陸町戸倉
8.4.5 ASCへの報告書草案送付		-
8.5.5 顧客およびASCへの最終報告書送付		-

8.7 審査でコンサルテーション対象となった、またはその他の方法で関与した個人の氏名と所属  
 これには審査に参加した次の者が含まれる:顧客の代表者、従業員、請負業者、利害関係者、オブザーバー

○宮城県漁業協同組合  
 経済事業本部気仙沼総合支所 志津川支所 支所長代理 阿部富士夫氏  
 志津川支所運営委員 戸倉出張所カキ部会 部会長 後藤清広氏  
 志津川支所戸倉出張所 星昌孝氏  
 志津川支所戸倉出張所 西條律子氏  
 志津川支所戸倉出張所 三浦啓子氏  
 ○生産者  
 阿部勝氏、阿部洋子氏  
 阿部徳治氏、阿部民子氏  
 後藤春二氏  
 後藤友昭氏  
 ○オブザーバー  
 WWFジャパン 自然保護室 水産担当 前川聡氏

8.8 文書またはその他の情報を含む利害関係者からの意見、およびそれら意見に対する認証機関の文書による回答

利害関係者の氏名 (公開する許可が得られた場合)	顧客との関係性	連絡日	認証機関の回答 はい/いいえ	指摘された点の簡潔なまとめ	認証機関による 意見の反映	利害関係者へ の回答送付
	意見はなかった。					

**審査マニュアル - ASC二枚貝規格  
二枚貝養殖ダイアログ (Bivalve Aquaculture Dialogue (BAD))作成**

範囲: ASC二枚貝規格の要求事項は、世界中のすべての場所と規模の濾過摂食二枚貝養殖生産システムに適用される。二枚貝の養殖は、明確な場所で、明確な二枚貝の所有権により、稚貝から収穫までの二枚貝の実行中の蓄養としてこの対話によって定義される。

**原則1 法律に従い、養殖作業現場に適用されるすべての法的要件および規則を順守する**  
判定基準 1.1 養殖現場に適用される全ての法的要件および規則

		<p align="center"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p align="center"><b>審査の証拠</b></p>	<p align="center"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p align="center"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p>1.1.1</p>	<p>指標: 養殖作業現場に適用されるすべての法的要件および規則を順守していることを示す証拠 (許可、ライセンス、リースや営業権および土地・利水の使用権の書類) 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 土地および水の使用に関する法律の写しを入手すること</p> <p>b. 借用書または土地権利の元本を入手すること</p> <p>c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること(操業地域の法律で視察が求められる場合に限り)</p> <p>d. 地方および国の監督官庁が求める土地および水に関連した許認可全てを入手すること</p> <p>e. 国の保護地域に関連して、養殖場の位置を示すため、最低でも4つのGPS座標を示した養殖場の詳細地図を提供すること</p> <p>f. 養殖場が国の保護地域もしくは海洋保護区内に位置する場合、養殖場の活動が保護地域の法的要件または規則と一致していることを示す書類を保持すること</p>	<p>1. 各適合基準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p> <p>A. 該当する土地または利水に関する順守を確認する</p> <p>B. 申請者が借用書または土地権利の元本を保持しているかを確認する</p> <p>C. 視察記録が国または地方の法や規則に準拠しているかを確認する(該当する場合)</p> <p>D. 養殖場が正式な土地または利水に関する許認可を得ていることを確認する。書類が非公式または疑わしい場合、関連する近隣住民にインタビューを行い、その主張が正しいか確認する</p> <p>E. 少なくとも1つのGPS座標を確認し、養殖場が正確に提示したかを確認する。可能なら、Google Map、衛星画像などを使って位置情報を確認する。</p> <p>F. 該当する場合、国の保護地域の法的要件と規則に、養殖場が準拠しているかを確認する。</p>	<p align="center">適合</p>	<p>漁業法(最終改正日平成27年8月5日)に基づき区画漁業権が設定されている。また、水産資源保護法(最終改正日平成26年6月13日)、持続的養殖生産確保法(最終改正日平成26年6月13日)なども該当する。法令に対する違反は報告されていない。各種法令について、最新の法令条文をファイルに保管していた。また最終更新日とともにリスト化されていた。宮城県漁協志津川支所の登記簿謄本がある。戸倉出張所の土地賃貸借契約書がある。漁協が個人所有者から土地を借りている。平成23年10月1日から平成26年9月30日まで。また平成24年8月1日から平成26年9月30日まで。契約は双方異議がなければ2年ずつの自動更新となっており、現在も有効である。カキ処理場2か所については、宮城県北部施設保有漁業協同組合の所有となっており、漁港用地の占有許可がある。津の宮(第1種漁港、町管理):平成27年4月1日から平成32年3月31日まで、波伝谷(第2種漁港、県管理):平成27年4月1日から平成30年3月31日まで 何か問題が起きなければ国や県の査察は行われない。問題が起きた例はない。漁業権付与の際に諮問委員会による査察は行われる。漁業権の更新にあたって、県の宮城海区調整委員会指示がある。公聴会も開催される。県のホームページや広報で情報が出される。公聴会が平成25年4月11日に開催され、出席した記録がある。その際「公述申請書」を提出した記録もある。また、平成25年5月31日に、調整委員会の説明会に出席した記録がある。平成25年9月1日から平成30年8月31日までの区画漁業権免許状がある。カキ養殖の許可区画は、番号1526、1528、1530、1534、1535の区画である。区画漁業権免許状には、緯度、経度が示されている。それを基にした図面は宮城県漁協本所が作成している。付随する漁業権行使規則認可申請書、漁業権行使規則もある。不法行為をしないことの誓約書(志津川支所委員長宛)に、各組合員が署名している。漁業権行使違反制裁規定を順守するという内容である。</p> <p>区画漁業権免許状に緯度、経度が示されている。それを基にした図面は宮城県漁協本所が作成している。緯度、経度の数値と図面の一致を確認した。現場審査において、GPSを用いて、図面通りに養殖施設が配置されていることを確認した。</p> <p>カキ養殖場区画の大部分は三陸復興国立公園の普通地域に該当する。しかし、通常の漁業行為には規制はない。カキ養殖場区画には一部鳥獣保護区指定地に含まれている場所があるが、鳥獣の狩猟が禁止されているだけであり、養殖業には規制はない。区画に隣接する樺島(青島)が「樺島暖地性植物群落」として国の特別天然記念物および国立公園の特別保護地区に指定されている。しかしカキ養殖漁業が島に影響を与えることはないため、漁業に対する規制はない。</p>

	適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
	g. その他、内容を記述			
<b>原則2 生息環境、生物多様性および生態学的過程に対する重大な悪影響を避け、改善または軽減する</b>				
<b>判定基準2.1 垂下式養殖と浮体式養殖の底生環境に及ぼす影響<sup>21)</sup></b>				
2.1.1	指標: 養殖場の直下で測定された表層堆積物の遊離硫化物の合計値が対照区との比較において許容できる水準である[2] 要件: ≤1500 μMの場合、5年に一度 1500~3000 μMの場合、毎年 適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖	a. 養殖場が非堆積層の場合: 初回監査の前に、ビデオ撮影または海底イメージトランセクトを実施し確認すること。その後は少なくとも5年に1度行うこと(手順2.2に進む) b. 養殖場が軟底質の堆積層の場合: 別紙1、2に従い底質中の硫化物濃度を調査する。硫化物濃度の直接測定は、生物学的手法が申請者もしくは監督官庁が指示している場合は、底生動物の群集幸造を分析しても良い(2.1.4参照) 申請者は硫化物測定結果の手法及び結果を詳細に示した情報を提示すること。 ・もし硫化物濃度が1500 μM以下の場合、モニタリングは5年ごとでよい。 ・もし硫化物濃度が1500 μM以上3000 μM未満の場合、モニタリングは毎年行うこと。 ・硫化物濃度が3000 μM以上の場合、2.1.2に進む c. もし養殖場が別紙4、5で定められたものと異なる手法を用いて全遊離硫化物の測定をあえて実施している場合、養殖場は代替手法が基準の意図に合致するかを示し、ASCから変更の承認を得る必要がある。 d. その他、内容を記述	A. 映像資料より、養殖場が非堆積層ではないことを確認する B. 養殖場が初回監査の前6ヶ月以内に、直接測定もしくは底生動物相調査で、硫化物濃度の評価を行ったことを確かめる C. 該当する場合、変更申請をASCが承認したことを確認し、遊離硫化物の代替測定法が基準の目的に合致しているかを監査報告書に記すこと。	初回審査時にはASCで規定している調査手法を実施できる機関が日本に存在しなかったため、株式会社環境科学コーポレーションに委託し、日本での一般的な調査手法である乾泥中の全硫化物濃度を測定し、養殖場内外で有意差がないことを確認した。初回審査後、東北大学でASC指定の方法で調査できる体制が整ったため、東北大学に委託し、2016年10月27日に再度底質の硫化物濃度を測定した。養殖場内11地点、養殖場外7地点で試料を採取し測定を行った。その結果、養殖場内外のいずれの地点においても、硫化物濃度が1500 μMを超える地点は認められなかった。この結果、次の底質中の硫化物濃度測定は5年後でよい。
2.1.2	指標: 養殖場の直下で測定された表層堆積物の硫化物の合計値が対照区との比較において許容できない水準である 要件: ≥3000 μM 適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖	a. 硫化物濃度の初回測定値が3000 μM以上の場合、養殖場は自然状態の硫化物濃度が3000 μMを上回らない限り認証されない。硫化物濃度を低下させる取り組みが求められる。 b. その他、内容を記述	A. 硫化物濃度の初回評価の書類を確認する。	上記の通り、養殖場内外のいずれの地点においても、硫化物濃度が1500 μMを超える地点は認められなかった。

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
2.1.3	<p>指標: 自然環境の硫化物水準が3000 μMを上回る場合、硫化物の年間濃度が当該養殖場の外部に位置する対照区で計測された水準を有意に超えないこと</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. サンプリングを行った養殖区と養殖場外の対照区とで比較を行った結果を提示する。養殖場直下は対照区より有意に高くはない場合、モニタリングを毎年実施すること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>A. 提示された場合、自然界の水準との比較を確認する</p>	適合	上記の通り、養殖場内外のいずれの地点においても、硫化物濃度が1500 μMを超える地点は認められなかった。
2.1.4	<p>指標: 底生動物相調査による手法を申請者が希望する場合、またはすでに監督官庁が生物相調査を指示している場合、その地域で硫化物分析の代わりに底生動物の群集構造の直接分析を行ってもよい</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 養殖場が生物学的手法を採用した場合、認証機関に知らせ、採用した手法に関する参考資料(科学的出版物)を明示すること</p> <p>b. 生物学の指標が硫化物水準と同義であることを示す証拠書類を提供すること</p> <p>c. 硫化物濃度が3000μM未満相当である場合、2.1.1に進む。硫化物濃度3000μM以上相当である場合、2.1.2に進む</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場が生物群集構造の直接分析で代用したかどうかを記録する。該当する場合、養殖場の底生動物群集分析が要件を満たすか確認する。</p> <p>B. 養殖場が硫化物水準と同等の指標を確立したことを確かめるために底生動物群集構造のデータを記録する</p> <p>C. 養殖場が次のステップを決定するために、硫化物濃度相当を正しく使用しているかを確認する</p>	該当しない	底生動物相の調査は行っていない。
2.1.5	<p>指標: より広域的な生態系において、きわめて重要な生物的機能あるいは生態的機能を果たしている地域が存在する場合の二枚貝養殖</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: 垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 養殖場のビデオもしくは海底イメージング調査の結果を用意すること</p> <p>b. 養殖の作業現場に近い影響を受けやすい生息環境に関する情報(生息環境分布の地図を利用するなど、1.1.1e参照)をまとめ、生物起源の構造物がある海域について注記すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. ビデオ映像もしくはイメージ画像が、より広域的な生態系において重要な生物的または生態学的機能を供給する海域に養殖場が立地していないことを示しているかを確認する</p> <p>B. 養殖場の作業現場に近接する影響を受けやすい生息環境に関する養殖業者の知識を確認する</p>	適合	<p>南三陸町海底状況調査が平成23年5月15日から18日に行われた。その時のビデオ映像が残されている。養殖場付近で生物学的に重要な海域は確認されなかった。震災直後なので、かなりのがれきがあったが、想定していたほどは残っていなかった。</p> <p>藻場は影響を受けやすい生息環境と考えられる。志津川湾の藻場マップがある。震災前後の、2011年9月から2014年3月にかけて、画像解析結果をもとに実施した比較調査結果。養殖場は水深10m以上、藻場は5m以下なので場所は重複しない。現場審査でも養殖場が藻場付近に設置されていないことを確認した。</p>

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や<b>非該当項目</b>の</p>
<p><b>判定基準2.2 海域への影響</b></p>					
<p>2.2.1</p>	<p>指標: 滞留時間に対するろ過時間の割合 要件: &gt;1 適用範囲: すべて ※二枚貝基準の別紙で規定したように水塊内の全養殖場の面積が10%未満の亜倍、要件2.2.1および2.2.2を適用する必要はない</p>	<p>a. 水域および全ての養殖場の位置を示した地図を提示すること。養殖場のある水塊の割合を計算し、計算で用いた数値を提示すること</p> <p>b. すべての養殖場の合計面積が全水塊の10%未満の場合、2.2.1は適用されない</p> <p>c. 養殖場の面積が水塊の10%以上の場合、優先する二枚貝資源量(天然+養殖)のろ過時間を計算する。二枚貝のセンサス情報と計算で用いたろ過速度の公表値を提示すること</p> <p>d. 養殖場の面積が水塊の10%以上の場合、水塊の滞留時間を計算すること。CT/RT比を計算すること。計算に用いた全てのデータ、参照先を提示すること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場と水塊の面積を決定するために用いた値の正確性を確認する</p> <p>B. この結論を確認し、監査報告書に記述する</p> <p>C. CTが、適切なセンサスデータと出版された濾過速度のデータから正しく計算されたかを確認する</p> <p>D. 養殖場がCT/RT&gt;1の要件を満たすか確認する</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>環境省閉鎖性海域ネットによると、志津川湾の面積は、歌津崎から戸倉の寺濱三角点を結んだ線を境界として計算し、46.8km<sup>2</sup>とされている。 <a href="http://www.env.go.jp/water/heisa/heisa_net/waters/sizugawawan.html">http://www.env.go.jp/water/heisa/heisa_net/waters/sizugawawan.html</a> また区画漁業権の位置を示した明確な地図がある。</p> <p>志津川湾全体の面積に対し、カキ筏の専有面積を計算した。また、志津川湾ではホタテガイ養殖もおこなわれているが、当基準にはすべての二枚貝養殖場の面積が含まれるため、ホタテガイ筏の専有面積も合わせて計算した。志津川湾では、戸倉地区以外にも、志津川地区、歌津地区でもカキ養殖がおこなわれているため、これらの地区も含めた志津川湾全体のカキ筏とホタテガイ筏の専有面積を測定した。筏を線ではなく面として計算しても、カキ筏とホタテガイ筏の専有面積は6.92%であったため、10%よりも十分小さいことが確認された。</p>
<p>2.2.2</p>	<p>指標: 濾過時間CTが滞留時間RTより短い場合、一次生産時間PPTに対する濾過時間の割合 要件: &gt;3 適用範囲: 2.2.1の要件を満たさない養殖場全て</p>	<p>a. 植物プランクトン量の年間平均値Bおよび水塊全体の一次生産量PPPを計算すること。サンプリング法ならびに各サンプルの位置および時期に関する全ての情報を提供すること。数値を同様の単位に変換した際に用いた参考文献は全て提供すること</p> <p>b. 一次生産時間PPTとCT/PPT比を計算すること。計算に使用した全てのデータは、参考文献も含めて提供すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. 全ての評価と水塊全体の年間平均値を算出するのに用いた値の正確性を確認する</p> <p>B. CT/PPT比が3より大きいことを確認する</p>	<p style="text-align: center;">該当しない</p>	<p>2.2.1を満たすため該当しない。</p>
<p>2.2.3</p>	<p>指標: より包括的なモデルもしくはシミュレーションにより、基準2.2.1または2.2.2と同様、「養殖場の及ぼす影響がそれらが位置する水域の生態的環境収容力を全体として超えない」という事実を証明すること 要件: 必要 適用範囲: -</p>	<p>a. 水塊および全ての関連する養殖の現状に適用できるモデルを記述した査読付きの論文を提出すること</p> <p>b. CT、RT、PPTのモデル評価値を提出すること。もしこれらの値が論文中に明記されていない倍、どのようにこれらの数値を計算したかの追加情報を提示すること</p>	<p>A. モデルが査読付き雑誌に掲載されているか、水塊および関連する全ての養殖の現状に適用しているかを確認する</p> <p>B. 養殖場は水塊の生態的環境収容力を超えていないことを、モデルが明確に実証しているかを確認する</p>	<p style="text-align: center;">該当しない</p>	<p>2.2.1を満たすため該当しない。</p>

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
		<p>c. その他、内容を記述</p>			
<p><b>判定基準2.3 重要生息地と種の相互関係</b></p>					
<p>2.3.1</p>	<p>指標: 絶滅危惧種または絶滅危惧種が依存する生息地に対する危害の許容 要件: 不可 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 国内法またはIUCNのレッドリストに記載された絶滅危惧種のリストを提示する。IUCNレッドリスト記載種リストを入手するために、上記の検索をおこない、IUCNレッドリスト記載種ならびに養殖場に関連した脅威を記録すること</p> <p>b. 養殖場の位置と、当該地域における絶滅危惧種の既知の分布域あるいは重要生息地と関連づけて表示する地図を提供すること</p> <p>c. 絶滅危惧種が養殖場のある区域(放流水面と水源も含む)で確認された場合、影響を最小化するために養殖場が行った行動を記載すること</p> <p>-</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>A. 申請者が正確な記録を入手しているかを確かめるために検索を再実行する。その他のデータベースや政府の報告書を通じて、絶滅危惧種が養殖場の直近に生息しているかを照合する</p> <p>B. 申請者が絶滅危惧種または重要生息地が養殖場の付近にあることを知っているかを確認する</p> <p>C. 申請者が影響を最小限に抑えるために行った行動を確認し、監査報告書に記載する</p> <p>D. 地域コミュニティメンバーへのインタビューの間、養殖場が絶滅危惧種もしくはそれらが依存する生息地に危害を加えた証拠がないことを確認する</p>	<p>軽微な条件</p>	<p>現在、宮城県レッドリストの改定作業中であり、この中で潮間帯の生物が掲載される予定である。海生底生生物はデータが不足しており、レッドリストはない。既存資料の調査及び専門家への聞き取りの結果、IUCN、環境省及び宮城県のレッドリストに掲載されている絶滅危惧種について、当地域で観察される、または過去に目撃事例のある種のリストをWWFジャパンが作成している。初回審査時には鳥類8種類、哺乳類2種類が挙げられていたが、その後さらなる聞き取り調査の結果、さらに爬虫類1種類が追加された。</p> <p>いずれの種に対しても、カキ養殖場が直接負の影響を与えたと考えられる事例はない。鳥類は海域を休息地または採餌場所として利用しているが、生息域を圧迫しているとは考えにくく、養殖施設に起因する死亡事例などはない。また養殖場が存在することにより、水質の変化が周辺潮間帯の生物に影響を及ぼしたり、物理的に海生哺乳類の移動を妨げたりする可能性については、調査事例がない。</p> <p>魚類については、環境省が絶滅危惧種と指定しているシロウオが当地域に生息すると考えられるが、川で産卵し、藻場に生息すると言われていたため、養殖場が影響を与える可能性はほとんどない。シロウオが遡上している河川は示されている。</p> <p>アマモは5種存在し、うち1種が絶滅危惧種だが養殖場と重複しない。海藻類については環境省指定の絶滅危惧種1種が新たに確認されたが、これも生息地は養殖場と重複しない。</p> <p>養殖は数十年にわたり継続されているため、養殖場がない場合の絶滅危惧種の生息状況についてはデータが存在しない。</p> <p>志津川湾の藻場マップがある。養殖場は水深10m以上、藻場は5m以下なので場所は重複しない。現場審査でも養殖場が藻場付近に設置されていないことを確認した。</p> <p>現在のところ、養殖施設が絶滅危惧種に影響を与えていると考えられる事例が存在しないため、特に対策をとる必要はない。</p> <p>地域住民でもある生産者数名に話を聞いたが、絶滅危惧種やその生息地に関する情報はなかった。</p>

		<b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)	<b>審査の証拠</b> 1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。	<b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	<b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の
<b>判定基準2.4 環境に対する認識</b>					
2.4.1	指標: 環境に関する研修、各地域の実施規定の順守、または環境管理計画の実行を示す証拠  要件: 必要 適用範囲: すべて	a. スタッフの環境研修/教育(証明書、参加を示す証拠)の書類を提示すること(または)  b. 地域の実施規定と確実に順守するための行動に関する書類を提示すること(スタッフ研修を含む)(または)  c. 環境管理計画の実行を示す証拠を提示すること  d. その他、内容を記述	A. 養殖場従業員の環境研修に関する証拠書類を確認する(または)  B. 地域の実施規定に関する書類が更新され、その実施に際してスタッフが適切に研修を受けていることが行われているかを確認する(または)  C. 養殖場が環境管理計画をもち、その計画が実行されているかを確認する	適合	震災後、週に1度実施してきたがんばる漁業小委員長会議記録がある。平成27年9月3日に戸倉かき部会全大会を実施した記録がある。その際に、カキ生産者に対し、ASC認証について説明が行われた。カキ部会の役員会は月1回程度行われている。その他、平成27年8月20日の県によるカキ処理関係説明会、平成27年6月9日のサステナブル・シーフード・ウィーク ビジネスフォーラムへの2名の参加、平成26年6月5日の県カキ養殖研修会、などの記録がある。その他、ASCの認証に向けての漁協内での研修会や、東北大学の先生による湾の環境に関する研修会などを行った。また、年に1回、宮城県気仙沼水産試験場の成果発表会に参加している。さらに、外部の調査機関等に調査協力した際には、その成果発表会にも参加している。持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画が、漁業権と同じ期間で定められている。漁業権の申請書類の付属書類に漁場改善計画を入れている。その内容については漁協のカキ部会の会議で説明している。年2回、計画に基づく調査結果を県に報告する。平成27年4月17日の報告があった。上記漁場利用計画に、筏数、魚病管理、薬品など、環境面の規制も含まれている。2017年1月16日に南三陸町地方卸売市場で開催された「志津川湾の将来の考える協議会」において、東京大学の小松輝久准教授が環境に関する講演を行い、漁協職員、漁業者が参加した。日誌に記録されている。町がラムサール条約登録に向けて活動しており、2016年9月30日の運営委員会(運営委員は地区の代表)で説明をした。また町による説明会が戸倉地区であった。2016年10月26日、11月2日、11月12日などに開催され、漁協職員や漁業者が参加した。
<b>原則3 野生個体群の健康および遺伝的多様性に対する悪影響の回避</b>					
<b>判定基準3.1 持ち込まれた有害生物と病原体</b>					
3.1.1	指標: 評価時からさかのぼって10年以内に、養殖場に起因する外来種、有害生物または病原体の違法な導入  要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 種苗の起源を示す書類を保持すること。該当する場合、名称、所在地、担当者、搬入日も含むこと  c. その他、内容を記述	A. 評価時からさかのぼって10年以内に違法な導入に養殖場の関与を示す証拠があった場合、養殖場は認証資格を持たない  B. 地域住民へのインタビューの際、過去10年間、養殖場が外来種や有害生物または病原体を違法に持ち込む要因となっていないかを確認する	適合	過去10年以内に違法な種苗を導入した証拠はない。種苗はすべて県内の種苗業者から購入している。また、地元で採取した地ガキ稚貝も必要に応じて使用している。宮城県では、2011年の東日本大震災で種苗を一時的に失った際にも、病原菌のリスクから他県の種苗を使用しないようにした。2014年までの3年間は、「がんばる養殖復興支援事業」により戸倉出張所の生産者は共同で種苗の仕入から生産までを行っていたため、種苗を仕入れた記録はすべて保管されている。大震災以前の記録は津波で流出したため存在しない。がんばる養殖事業は終了し、2015年からは生産者個人が種苗を購入する。そのため、「報告書」を新たに作成し、年1回、1年間の種苗購入記録、ガソリン・軽油・重油使用実績、オイル交換実績を漁協に報告する仕組みとした。2015年は7割ぐらいは地種(じだね)を使用し、他は県内の他の地域から購入した。平成27年の種苗購入記録を各生産者に提出してもらい、一覧にまとめた。購入時の伝票のコピーも提出してもらっている。2015年2月13日等の伝票を確認した。2016年の記録は各生産者にとりまとめ依頼中である。地域住民でもある生産者数名に話を聞いたが、過去に違法な種苗を導入したという意見はなかった。

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
3.1.2	<p>指標: 種苗や養殖場の施設とともに持ち込まれた病気や有害生物を防止し、管理するための確立した手続きを順守していることを示す書類、または適切な管理策にしたがっていることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 病害虫の持ち込みを防ぐための確立した手法や最善の管理法に関する書類を提示すること</p> <p>b. 養殖場は種苗や養殖設備に付随して病害虫が持ち込まれることを防止するための手順書または最善の管理体制を履行してきたという証拠を提示すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。</p> <p>2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。</p> <p>3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p> <p>A. 該当する場合、確立した手法や最善の管理法への準拠を示す書類があるか、利用可能か</p> <p>B. 現地視察の期間中、養殖場が3.1.2aで提示された手順書または最善の管理体制を履行してきたという証拠を確認する</p>	適合	<p>県内の種苗にはこれまで病害虫が発生した事例はないため、県内の種苗のみを使用していれば問題ないと考えられる。</p> <p>平成23年2月2日に、カキヘルペスウイルスの注意喚起が国から各都道府県に出され、それをうけ、3月2日に、宮城県農林水産部長から、他地域から種苗を導入しないよう注意喚起がなされた。</p> <p>また方が一カキの斃死が発見されたり病害虫が発生した時には漁協から県にすぐに報告され、調査がなされる体制が整っている。漁協職員は、防疫管理体制については研修会で説明を受けている。生産者にも周知している。年1回の報告書で、種苗の請求書、納品書を確認するので、種苗の産地は確認できる。地種を使おうという機運が高い。</p> <p>カキのノロウイルスなどの自主検査は月1回行っている。</p> <p>農林水産省から宮城県、宮城県から漁協や各業者に対する、種苗持込みの規制など防疫管理に関する通知文書がある。また、これまでの種苗購入記録から、他産地の種苗を導入していないことが明確となっている。</p>
<b>判定基準3.2 持続可能な天然種苗の調達</b>					
3.2.1	<p>指標: 幼生の採取を除き、購入もしくは採取した天然種苗が、誰でも利用可能な無規制の供給源から入手したものではないこと</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 調達ごとに養殖種苗の産地、種名、所在地、担当者名を示す書類を保持すること</p> <p>b. 天然種苗が無規制で誰もが利用可能な供給源から採取されていないことを示す書類を提示すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. 天然種苗が無規制で誰もが利用可能な供給源からではないことを確かめる</p> <p>B. 採取した天然種苗が既存の規制措置がしかれている地域から調達されていることを示す書類があるか確認する</p>	適合	<p>2012年からの種苗購入の請求書、納品書がある。例:2015年2月13日の請求書など。自種使用量も生産者が記録に残し、「報告書」で漁協に報告する。</p> <p>種ガキの漁業権が設定されている。組合ではなく個人で漁業権を有しているところが多い。漁協に属しているため漁業権は有している。個々の種苗業者に対して種苗採取量に規制はないが、県内全体で最大120万連ぐらしか採取能力はない。</p> <p>種苗発生時期の6月から8月程度の期間に、沿岸養殖通報(種ガキ速報)を県が毎週出している。水産技術総合センターのウェブサイトアップしている。</p> <p>種苗は自然界で豊富に発生し、そのうちの僅かを利用していると考えられている。過去50年以上にわたり採取してきたが、天然個体数に影響を与えていないという歴史がある。</p> <p>県内の幼生発生量のデータ、採取量のデータはある。発生した幼生中数%しか採取していないと考えられる。残りのうち数%は岸壁に自然着生して成長し、大部分は死亡していると考えられる。多めに推定した結果でも、石巻湾・松島湾で最大1.1%、志津川湾で最大1.7%の種苗しか採取されていないと計算された。自種は必要量だけ採苗し、足りない分を県内の他の種苗業者から購入する。</p>
<b>判定基準3.3 外来種の導入と養殖</b>					
3.3.1	<p>指標: 外来の養殖種の責任ある導入を示す証拠</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場が新たな外来の二枚貝養殖を行う場合、ICESの外来種導入に関するガイドラインおよびICESの病害虫に関する要件への準拠を具体化する許可を得ること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場がICESの外来種導入のガイドラインへの準拠およびICESの病害虫に関する要件に対する認証を示す許認可を入手していることを確認する</p>	適合	<p>外来のカキ種苗は使用していない。</p> <p>国、県、漁協をあげて外来種の使用を防止している。</p> <p>海外からの購入は高いため、買おうとする人はいない。</p>

	<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p><b>判定基準3.4 在来種の養殖</b></p>				
<p>3.4.1</p>	<p>指標: ふ化場で生産された種苗について、当該種および種苗を育成する地域に対する遺伝的懸念事項への対応策に関する書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 種貝を生産しているすべての養殖場</p>	<p>a. 種苗を野外育成する種と地理的範囲の遺伝的懸念事項に対処するため、当該地域の天然の親貝を使用していることを示す書類を提出すること(もしくは)</p> <p>b. 養殖事業の規模と養殖個体の再生産の可能性(二倍体もしくは三倍体か、収穫時の年齢と成熟年齢との関係)が、養殖場を基点とした合理的な分散中心域内の天然個体群のサイズと再生産の可能性を十分に下回っていることを示す書類を提出すること(もしくは)</p> <p>c. 天然個体群の成長、生産率、生存率、形態のような形質の種苗改良を目的とした増殖プログラムから野外育成のための不妊種苗を生産していることを示す書類を提出すること(もしくは)</p> <p>d. 天然個体群の病気への耐性を高めるため天然種苗の多様性向上など、野外育成用種苗を用いた回復計画に協力していることを示す書類を提出すること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>宮城県産天然種苗を使用しているため遺伝的な問題はない。水産庁から各都道府県に対し、三倍体を使用する場合は試験をして報告するよう通達があった。宮城県では以前三倍体の研究を行っていたが、県内では使用しないことが決定されたため、現在県内で三倍体の使用はない。天然種苗が豊富にあるため、人工種苗は使用されていない。</p>
<p><b>判定基準3.5 遺伝子導入生物</b></p>				
<p>3.5.1</p>	<p>指標: 遺伝子導入生物の養殖</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 栽培する種苗の起源を、種名、所在地、担当者、配送日を購入回毎に示す書類を保持すること</p> <p>b. 養殖場は遺伝子導入した二枚貝を栽培しないことを言及した宣誓書を準備すること</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>以前宮城県で三倍体の研究を行っていたが、県内では使用しないことが決定されたため、県内で三倍体の使用はない。天然種苗が豊富にあるため、人工種苗は使用されていない。カキ部会長名で、戸倉カキ部会においては、三倍体種苗、遺伝子組み換え種苗、外国産種苗および外来種苗を使用しない旨の宣誓書を、平成27年11月4日付で出している。そのような証拠はない。</p>

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規程に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p><b>原則4 環境に責任をもつ方法で病気と有害生物を管理する</b>  <b>判定基準4.1 病気と有害生物の管理手法</b></p>					
<p>4.1.1</p>	<p>指標: 養殖場または養殖動物に対する突然変異誘発性、発ガン性または奇形誘発性の殺虫剤の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 過去12か月の間に養殖場もしくはその契約業者が使用した化学物質全て(生産者が養殖場または養殖生物に対し与えたいかなる物質)の記録を保持すること。養殖場が総合施設内にある場合、育成場での使用に加え、ふ化場および加工場で使用した化学物質全てを記録する必要がある。養殖場で用いた化学物質全てに関する技術的情報を提供すること</p> <p>b. 化学物質の販売業者の名称および連絡先を提供すること</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>A. 突然変異誘発性、発ガン性、奇形誘発性をもつ化学物質が養殖場またはその契約業者が、養殖場または養殖生物に対し、栽培期間中に試用していないことを視察、検証する</p> <p>B. 化学物質の販売業者および連絡先を確認する</p> <p>C. 養殖場の化学物質目録を確認し、購入記録およびレシートと一部照合する</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>養殖場、カキ処理場とも化学物質は使用していない。 漁船に使用する船底塗料は指定されたものを使用している。</p>
<p>4.1.2</p>	<p>指標: 海洋環境、養殖場または養殖動物に対する毒素として残留する化学物質の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 4.1.1.aと同様</p> <p>b. 4.1.1.bと同様</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場もしくはその契約業者が養殖場もしくは養殖動物に対し、海洋環境中で毒素として残留しうる化学物質を使用していないことを、使用記録をチェック</p> <p>B. 化学物質の販売業者および連絡先を確認する</p> <p>C. 養殖場の化学物質目録を確認し、購入記録およびレシートと一部照合する</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>化学物質は使用していない。</p>
<p>4.1.3</p>	<p>指標: 有害生物または捕食動物が絶滅危惧種の場合、殺駆除以外の方法での管理徹底 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 現場において使用しているすべての捕食生物または有害生物対策の機器のリストを提示すること</p> <p>b. 有害生物の管理に用いた全ての手順を記した書類を提出し、養殖場が絶滅危惧種に対し危害を確実に加えていないことを説明すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. 視察を行いリストに記載された対策機器がきちんとあるかを確認する</p> <p>B. IUCNのレッドリストに記載された種に危害が加えられることのないよう適切な予防措置を養殖場が行っていることを確認する</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>カキに付着している生物の温湯処理をしている。7月末から8月前半で年1回、60-70°Cの湯に通す。カキ以外のものは熱により死亡する。ボイラー、湯桶を使用している。ボイラーはカキ部会全体で25台が所有されており、そのリストが作成されている。温湯処理で駆除される生物種について、2015年6月に4サンプルで調査したが、レッドリスト記載種は含まれていなかった。</p>

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
4.1.4	指標: 捕食動物を防ぐ網への鉛線または鉛製錘の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 養殖場に鉛線もしくは鉛製錘が無い、捕食生物防除用網に用いないこと	A. 視察を行いそれらの素材が存在しないことまたは使用されていないことを確認する	適合	捕食生物防除用網は使用していない。鉛の使用もない。
		b. その他、内容を記述			
4.1.5	指標: 爆薬の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 養殖場で爆薬が使用されていないことを確認すること	A. 現場視察の際、現場で爆薬が無いことを確認する。地域住民にインタビューを行い養殖場が爆薬を使用していないことを確認する	適合	爆薬は使用していない。
		b. その他、内容を記述			
<b>原則5 資源の効率的な利用</b>					
<b>判定基準5.1 廃棄物管理と汚染防止</b>					
5.1.1	指標: 廃棄物削減プログラム(再利用やリサイクルなど)に関する証拠となるもの 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. もっとも多く排出される養殖廃棄物を記述し、廃棄物がリサイクルされていることを示すこと	A. 現場視察の際、廃棄物のリサイクルの証拠を確かめる	適合	もっとも多く排出される廃棄物はカキ殻である。カキ殻は戸倉地区の山林内にある一時保管場所に集積している。集積後は地元企業の遠藤組に引き渡され、最終的には石灰肥料にリサイクルされている。東日本大震災前は遠藤組が一時保管場所付近で処理工場を運営していたが、震災の津波で流失したあとは、登米市の業者に運んで処理している。過去には「シェルナース」という漁礁ブロックを作ったこともあった。
		b. その他、内容を記述			

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p>5.1.2</p>	<p>指標: 生物系廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場がすべての生物系廃棄物 非生物系廃棄物から分別、分離物を含む全ての生物系廃棄物の適切な廃棄をどのように廃棄するかを記述した計画書を作成すること</p> <p>b. 二枚貝の死骸およびその他の生物系廃棄物の廃棄法を示す記録を保持すること</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場が生物系廃棄物の適切な廃棄に関する計画を有していることを確認する</p> <p>B. 養殖場の記録から廃棄が養殖場の計画に従っているかを確認する</p> <p>C. 視察の際、養殖場の計画が効果的に実行されているかを確認する。養殖場の従業員にインタビューを行い廃棄が計画に従っているかの確認も証拠となる</p>	<p>軽微な条件</p>	<p>生物系廃棄物について上記の処理が行われている。「生物系廃棄物処理作業」を作成した。フロー図と写真で説明している。カキ殻については、震災前は業者に依頼し運搬していたが、がんばる養殖事業を始めた過去3年では自ら集積場まで運搬しているため、運搬に関する明確な記録はない。カキ殻の一時保管場所は町有地であり、漁協が町と土地賃貸借契約書を結んでいる。平成26年4月1日から平成29年3月31日の契約書。これ以降の契約更新については漁協において状況が把握されていなかった。軽微な条件<b>2017.1参照</b>。 またこの契約書に付随して、漁協と遠藤組との覚書が平成26年7月1日に交わされており、遠藤組が土地の賃借料を支払っている。平成27年11月5日に、遠藤組社長とカキ殻管理について打ち合わせた記録がある。遠藤組社長も内容を確認し押印した。 震災前は、海中の酸欠により死亡した個体が存在した。死亡後は身は自然分解され、殻のみがそのままカキ殻に付着していたため、水揚げ時に中身がない殻と一緒に廃棄していた。震災後は養殖密度を低く抑えているため、養殖中に酸欠で死亡する個体は発生していない。 また、これまで病死で発見されたものはない。大量死の事例もない。 浮きについた少量の付着生物は港の近くの空き地で落としており、そのまま集積している。 温湯処理で処理された付着生物は自然に剥がれ落ち海中に脱落している。夏の早い時期、7月初旬ごろに付着物がまだ小さいときに行くと、その後も発生しにくい。 上記の処理が行われていることを、港およびカキ殻一時保管場所で確認した。</p>
<p>5.1.3</p>	<p>指標: 化学薬品と炭化水素系薬品の廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 使用していない機器と廃棄物の廃棄は、地方条例と化学物質等安全データシート(MSDS)に従い当該地域からの危険廃棄物も含め、迅速かつ確実に実行すること。養殖場は使用した全ての化学薬品の目録を保持しなければならない。</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場視察の際、廃棄が地方条例ならびにMSDSの記載事項に従い行われているかを確認する。例: 海洋もしくは水路等への廃棄やプラスチックその他の合成材料の焼却禁止</p>	<p>適合</p>	<p>化学薬品は使用していないため廃棄もない。 船の修繕業者がエンジンオイルを交換した際には、業者が持ち帰り処理している。その際の記録として、業者からの請求書がある。例として平成27年11月18日付の請求書を確認した。 発泡スチロールは現在浮き、加工場とも使用していない。その他プラスチック系廃棄物は焼却せず適正に処理している。古くなったロープは漁協が一括回収して産業廃棄物として処理する。</p>

		<p><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p>5.1.4</p>	<p>指標: 養殖事業で生じた化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処に関する計画</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処計画を準備すること。計画には、陸上および海上における車輛船舶、ウィンチ、クレーンその他の機器からの燃料漏れを回避するために現場に配置している機器の予防管理について概説すること</p> <p>b. 上記の計画に記載された化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処と適切な廃棄物処理について全ての雇用者の研修履歴についての書類を保持すること</p> <p>c. 流出した化学薬品と接触した機器または構造物、および洗浄作業に関する書類を保持すること</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>A. 化学薬品および炭化水素系薬品の流出の潜在的リスクに対する防止と対処策を、養殖場が書面に十分証明できるかを確認する</p> <p>B. 養殖場が化学薬品および炭化水素系薬品の流出を管理するため、現行の防止対処計画において全ての雇用者の研修について十分な記載があるかを確認する</p> <p>C. 養殖場が流出した化学薬品の機器または構造物および影響範囲の洗浄作業について詳細な記載をしているかを確認する</p>	<p>適合</p>	<p>震災前はオイルフェンス、吸着マットが戸倉の事務所にあった。現在は志津川市場の船舶給油所(SS)に準備されている。戸倉事務所から車で15分程度の距離である。オイルフェンスや吸着マットは県が支給している。小規模な流出は漁協で対応し、大規模な場合は業者に委託してオイルを回収する。燃料、オイル漏れの危険性としては、小型漁船の転覆があったとき程度と想定される。漁船のディーゼルエンジンには漁協のローリーから軽油を給油している。船外機のガソリンは、各人がガソリンスタンドで購入し、携行缶で持ち帰り、給油している。しかし、給油時に流出したという報告事例はない。万が一流出した際の緊急連絡体制がある。過去には海上保安庁の安全講習などで研修を受けたことがある。震災後はない。油濁事故時の連絡体制がある。近隣の気仙沼では大型船舶の航行があるため燃料漏れに対する予防演習をしているが、当地域では大型船舶がないため、そのような組織はない。緊急連絡体制をカキ処理場や漁協事務所に掲示し、生産者がいつでも確認できるようにしている。2016年12月14日に、港に係留されていた作業船が自然に沈没し、オイル漏れが発見された。すぐに海上保安署に連絡し、船を引き揚げ、流出したオイルを吸着マットで吸着した。カキに影響が出ないように、その後1週間休漁とした。記録を確認した。</p>
<p><b>判定基準5.2 エネルギー効率</b></p>					
<p>5.2.1</p>	<p>指標: 生産に関係するエネルギーの使用状況の監視とエネルギー効率の改善のための活動を継続していることを示す証拠となるもの</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場における燃料および電気の使用記録を保持すること。初回監査時に少なくとも12か月の連続記録が必要</p> <p>b. 直近12か月の年間エネルギー消費量を算出すること。エネルギー使用量はキロジュールで項目別に合算すること</p> <p>c. 5.2.1bの結果および過去12か月に生産された重量(mt)から、生産に対するエネルギー消費量を求めること</p> <p>d. エネルギー効率の改善のために養殖場が実行している主要な手続きを書面化し、その効率についての要約を提出すること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場が記録を保持しているかを確認する</p> <p>B. 計算した年間エネルギー消費量の正確性を確認する</p> <p>C. 算出した生産に対するエネルギー使用量の正確性を確認する</p> <p>D. 養殖場がエネルギー効率改善のために用いている手続きを報告し、監査報告書中にその効率の要約を記載する</p>	<p>軽微な条件</p>	<p>戸倉出張所の事務所の電気、ガスの使用量は把握されている。カキ処理場の電気、ガスの使用量も把握できる。各組員が漁船のディーゼルエンジンに使用する軽油や温湯処理用の給湯機に使用する重油の使用量は、漁協を通じ販売しているため、把握されている。軽油は1回100リットル程度を給油する。船外機(ガソリンエンジン)のガソリン使用量は、以前漁協がガソリンスタンドを経営していた時は把握できたが震災後はやめている。現在は各人がガソリンスタンドで購入している。各組員ではガソリン購入量を記録することはでき、船外機と自家用車それぞれに使用する割合は、厳密には難しいが概算では計算できると考えられる。稼働日数×1日あたり平均使用量でも算出は可能と思われる。過去のデータはほとんど残っていない。燃料使用量は年に1回生産者から漁協に報告書を提出してもらった。しかし、平成27年の記録を集めたが、報告がなされていない生産者が数名いた。<b>条件2017.2参照。</b>カキ部会には38名の組員が所属し、一人3隻程度の漁船を所有するが、荷揚げに使用するのはそのうちの大きな漁船1隻である。一部データは欠損していたが、一人あたりエネルギー使用量を算出した。軽油からKJへの換算はウェブ上の値を参考にした。一人あたり99,555,054KJとなった。計算は正確であった。むき身の場合、殻つきの場合で、部会員1人当たりの生産量を算出し、カキ1Mtあたりの使用エネルギー量を算出した。一人あたり生産量はむき身換算で31,843kg、カキ1Mtあたりの使用エネルギー量は115,678,077KJとなった。計算は正確であった。以前、船外機について、2サイクルから4サイクルへのエンジン切替に伴う燃料効率化の調査をNEDOの事業で実施した。その結果、4サイクルエンジンの効率性が実証された。平成27年7月13日付で、省エネ機器設備導入詩編事業費助成金交付を受け、2サイクルから4サイクルへの切替を行い、現在はほとんどの組員が4サイクルの船外機を使用している。温湯処理のボイラーには重油を使用している。戸倉出張所の事務所、WWFの「つながり・ぬくもりプロジェクト」で、2012年6月19日に助成を受け、10kwのソーラーパネルを設置した。船底の掃除は燃費に大きく影響するため、各組員が行っている。</p>

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の	
5.2.2	指標: 養殖場で使用する設備(ボートや発電機など)の保守記録が最新かつ閲覧可能であること 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. ボート、発電機を含む養殖場設備の定期点検スケジュールを明記した管理計画を策定すること	1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。	適合	漁船、温湯処理用ボイラーは個人所有である。漁船は、漁船法に基づく県による5年に1回の定期検査、船舶安全法に基づくJCI(日本小型船舶検査機構)による定期検査(6年ごとに本検査、3年ごとに中間検査)がある。ボイラーは労働安全衛生法に基づき、規模により取扱者の資格保持や定期点検が義務付けられているが、各組員が使用しているボイラーの規模については、資格や法定点検が不要な簡易ボイラーである。各自で適宜点検を行っている。 カキ処理場は毎年保健所による検査があり、設備が正常に機能しているかどうかも点検されている。電気保安協会による電気系統の検査もある。 船舶のリストがある。漁船の検査記録は個人で管理している。 各漁船の漁船保険料の領収書がある。例:平成27年6月27日付。 漁船保険支払一覧表がある。例:平成28年1月29日など。 JCIの船舶検査証書がある。10漁船が該当する。例:平成28年1月20日付 漁船登録票検認申請書 例:平成26年3月19日など。 動力漁船登録票が各船の分がある。例:平成25年11月18日検認など。 カキ処理場等の検査記録はある。水温、塩素、冷蔵庫等の記録は毎日とられており、異常がないかどうか確認されている。	
		b. 設備点検の記録を保持すること。初回監査時には12か月以上の点検記録があること	A. 養殖場が主要な養殖場設備の定期点検を含む計画を有していることを確認する			B. 過去12か月にわたって設備の点検記録が正確かつ漏れがないかを確認する
		c. その他、内容を記述				
<b>原則6 地域の一員として良識的かつ誠実であること</b> <b>判定基準6.1 地域社会との関係と相互作用</b>						
6.1.1	指標: 目に見える浮きは法律で特別の定め(それが養殖区域に適用されるような)がある場合を除いて、同一の色とする 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 養殖場が目に見える浮きを使用している場合、それらの色をすべて統一すること	A. 該当する場合、現地視察の際、浮きの色が統一されていることを確認する	適合	浮きはほとんど黒色を使用している。 筏の端など、少量の浮きには、標識用として黄色を使用している。 黄色の浮きは必要最小限の数であることを現地審査で確認した。 ソーラー発電による電飾を使用した小型の標識灯が主要ポイントに設置されている。大型の標識灯は対象地内に2か所設置されている。標識灯の色は法令で指定された色を使用している。	
			B. 電飾や明るい色の浮きの使用は航行安全上最小限となっているかを確認する			
		c. その他、内容を記述				
6.1.2	指標: 目に見える養殖場の構造物は、法律で特別の定め(養殖区域に適用されるような)がある場合を除いて、配置と向き統一して設置する 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 目に見える養殖場の構造物は配置と向きを統一し、航行を妨げないようにすること	A. 現地視察の際確認する	適合	カキ筏は整列され、大型船でも無理なく通れるよう配置されている。現地審査で確認した。筏の位置はGPSで管理されている。	
		b. その他、内容を記述				
6.1.3	指標: 連続気泡型の発泡スチロール製浮きの使用 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 連続気泡型の発泡スチロール製浮きを養殖場に使用しない、配置しないこと	A. 現地視察の際、連続気泡型の発泡スチロールが養殖場に使用、配置されていないかを確認する	適合	連続気泡型を含め、いかなる発泡スチロールもカキ筏には使用していない。現地審査で確認した。	
		b. その他、内容を記述				

	適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
6.1.4	<p>指標: 養殖場の照明および養殖場から発生する騒音や悪臭が他の人に影響を与える可能性がある場合、それを最小限にとどめること(養殖場に適用できる場合)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場の照明および養殖場から発生する騒音や悪臭の要因を全て挙げ、低減策も合わせて記述した書類を用意すること</p> <p>b. 悪臭を発生源用の保管場所とコンテナを用意すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場起源の騒音、照明、悪臭全ての発生源全てを記載したリストがあるかを確認する。それらの低減策が十分であるかを確認する</p> <p>B. 現地視察の際、悪臭の発生源用の保管場所とコンテナがあり、明確に指定されているかを確認する</p>	<p>適合</p> <p>震災前はカキ殻の一時保管場所が漁港内にあり、民家の近くで臭いがすることもあったが、震災後は、カキ殻は毎日山中の離れた一時保管場所に運んでいるため、悪臭の影響はない。その他、照明、騒音等の害は発生していない。現地審査で、悪臭の発生源はないことを確認した。</p>
6.1.5	<p>指標: 適用される全ての航海規則および規制を順守していることを示す証拠</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 海面養殖場</p>	<p>a. 地域の航海規則と規制の写しを提出すること</p> <p>b. 地域の航海規則と規制について該当する養殖場スタッフの研修記録を保持すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>A. 養殖場が地域の航海規則と規制の写しを保持している</p> <p>B. 該当する全てのスタッフが研修を受けていることを記録から確認する</p> <p>C. 現地視察の際、インタビューを行い、労働者が地域の航海ルールと規制を理解していること、そのための的確性を示すことができることを確かめる</p>	<p>適合</p> <p>船舶法に基づく小型船舶安全規則、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法などが該当する。最新の法令リストと条文を保管していた。漁船の操縦のためには小型船舶操縦免許が必要である。5年に1回更新され、更新時に研修がある。海事事務所から漁協が各人の海技免許更新の通知を受け、対象者に通知している。各組合員の免許の状況は把握している。平成28年中には27人が免許を更新した。記録を確認した。生産者数名にインタビューを行い、適切な理解を確認した。</p>
6.1.6	<p>指標: 養殖に使う装備を紛失した際、地元の条件に基づいて漂着海岸線の清掃を行うことを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 装備を紛失した際、漂着する海岸の清掃活動を行っていることを示す記録を保持すること。記録は監査以前の12か月分以上とする</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>A. 漂着する海岸線の清掃活動に関する記録の存在を確認する。清掃頻度が、地域の条件に基づき装備紛失の確率を正確に反映していることを確認する</p>	<p>適合</p> <p>カキ養殖で紛失する装備はない。海岸清掃活動は以前7月20日の海の日に行っていたが、震災後は行っていない。大きなしげが来た時に、地区の人たち独自で、または町や県(海岸管理者)に相談して、清掃を行う。平成28年1月18日に巨大低気圧による大しげがあり、その後実施した事例がある。海岸はすべて管理者が決まっている。震災前は壊れた浮きは回収して処理していた。震災時はがれきとして一括で処理した。震災後はまだ発生していない。しげで筏が絡まったり沈んだりしたものはあり、回収した。</p>
6.1.7	<p>指標: 重要な装備(浮き、ケージ、籠、捕食動物避けネット、架台など)はその養殖場のものであることが識別可能であること(養殖区域に適用できる場合)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 全ての重要な装備は養殖場のものであることが識別できるよう明記していること。最低でも、浮き、ケージ、籠、捕食動物避けネット、架台にはラベルを貼ること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>A. 現地視察の際、養殖場の装備はその養殖場の所有物であることが判別できるかを確認する</p>	<p>適合</p> <p>浮きなどの装備は宮城県北部施設保有漁協の所有物を借りて使用しているので、生産者個人の名前を入れることはできない。個人で目印をつけている人はいる。しげなどで筏が壊れた際には、流出せず付近でからまり一体となっていることが多いため、発見場所からもとの筏の持ち主を把握している。標識灯は漁協の所有物であり、地区名が記載されている。ガンソリン缶など燃料の保管容器が盗難にあった時のために名前を記載してほしいという要請が警察からある。</p>

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
6.1.8	指標: 装備回収のための道具(すくい網や引っ掛け鉤) 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 養殖場が紛失した装備を回収するための道具や機器を必ず有していること b. その他、内容を記述	1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。 A. 現地視察の際、養殖場が紛失した装備回収のための道具や機器を有していることを確認する	適合	漁船には棒かぎが装備されている。
6.1.9	指標: 事業停止した養殖場の撤去に関する手続き(放棄された器具の回収に関する保険もしくは産業協定) 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 器具の回収および撤去に関する手続き書類を提出すること b. その他、内容を記述	A. 機器の回収および撤去に関する手続き書類が存在することを確認する	適合	「組合員の廃業に伴う手続きに関する資料」を作成。廃業を希望するときには組合に「廃業届」を提出する。その後の扱いについては協議により決定する。基本的には後続の組合員を決め、引き継ぐこととなる。これまで後継者がおらず設備が放置されたような事例はない。
6.1.10	指標: 紛争解決協定。これには寄せられた苦情の公開記録と紛争を相当な配慮をもって解決にあたるなどの約束を立証する証拠を含むものとする 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 利害関係者、地域住民および団体から寄せられた苦情に対する養殖場の手続き概要を示した書類を提示すること b. 登録された苦情と養殖場の対応を公開可能な書類として保持しておくこと - d. その他、内容を記述	A. 利害関係者、地域住民および団体から寄せられた苦情に対する養殖場の手続きが存在することを確認する B. 養殖場が利害関係者の苦情取り扱いに関する方針を実行し、養殖場の作成書類により立証されることを確認する C. 過去において苦情が養殖場が認識してから迅速に処理されていることを記録から確認する。地域住民の代表者にインタビューを行い確認する。	適合	「苦情・要望対応手順」を作成した。これまで特に苦情はなかった。地域住民でもある生産者数名に聞き取りを行ったが、過去に苦情があったとの意見はなかった。むしろ、認証取得をきっかけに、学校や町の人たちとの関わりが増え、またFSC認証取得している森林管理者との関係もでき、地域とはよい関係が構築されている。
6.1.11	指標: 普及啓発、情報発信を示す証拠となるもの(集会の記録、ニュースレター、地域社会や先住民との協議、または文書化された地域への奉仕活動への参加資格など) 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 良好な交流を維持するために取られた地域への情報発信と対策を記載した書類を提示すること。書類には以下の活動の1つ以上を記載すること - 集会の記録 - ニュースレター - 地域社会や住民グループとの協議記録 - アウトリーチプログラムの参加者 b. その他、内容を記述	A. 地域社会へのアウトリーチの証拠となる書類を申請者が有していることを確認する	適合	2015年2月25日に海外からJICAの研修生が視察に来た。震災復興後の取り組みの話をした。11月もまたJICA研修生の受入が計画されている。年に2、3回視察がある。漁協の体験学習施設がある。各養殖の魚種ごとの仕込から販売までの流れを説明した後、実際の養殖場を案内している。宮城県の中でも先進的な取り組みである。ひと月に複数回利用されている。「タブの木」という直販施設があり、情報発信にも役立っている。年末の「おすばでまつり」では地域の人々に安価で食材を販売している。

	適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
6.1.12	指標: 先住民グループの権利を尊重している証拠となるもの(養殖区域に適用される場合) 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 先住民の権利を尊重していることを示す合意または証拠を提示すること b. その他、内容を記述	A. 尊重していることを示す合意または証拠があることを確認する	該当しない 先住民は存在しないため該当しない。
<b>原則7 社会的、文化的な責任を自覚した上での養殖場の開発と事業</b>				
<b>判定基準7.1 児童労働</b>				
7.1.1	指標: 児童労働の発生 要件: 0 適用範囲: すべて	a. 正規労働者の最低年齢が15歳以上であること(その国の法的最低年齢) b. 若年労働者および児童の軽作業について、その作業時間と条件を記録するシステムが存在すること c. 15~18歳の若年労働者(脚注16で定義)について:仕事と学業との対立が無いこと。通学、授業、就業お合計が1日10時間を超えないこと。危険性の高い仕事に従事させないこと。 d. 15歳未満の児童は軽作業のみとすること。軽作業と学業が1日7時間を超えないこと。 e. 移民労働者の児童についても同様の扱いとすること f. その他、内容を記述	適合	【共通】日本の労働基準法では、一般的に15歳に達した日以後の最初の3月31日までは労働者として雇用してはならないと定められている。最低年齢に関する法律の改訂もない。 若年労働者や児童による労働、作業は行っていない。移民労働者はいない。 【生産者】大人の家族やパート労働者による労働であることを口頭で確認した。 【漁協】15歳以下の従業員がいないことを口頭で確認した。
<b>判定基準7.2 強制、奴隷、拘束労働</b>				
7.2.1	指標: 強制、奴隷労働または拘束労働の発生 要件: 0 適用範囲: すべて	a. 契約書の記載内容は明確で被雇用者に理解され、ただ働きや有料研修制度などが無いこと。 b. 被雇用者は自由時間を自身で管理し職場を離れることができる c. 雇用者は被雇用者の身分証明書の原本を保有してはならない d. 雇用者は労働者の賃金、便益、財産または書類を、雇用させつづけるために保有してはならない e. 被雇用者は借金返済のために従事義務を課せられてはならない f. その他、内容を記述	適合	【生産者】各生産者は家族経営で行っている。一部生産者においては、知人をパート労働者として採用しているが、強制的な労働はしていない。(生産者、職員へのヒアリングで確認) 【漁協】雇用者とはすべて雇用契約書を締結しており、給与規程に基づき給与が支払われている。職員は労働条件通知書をもって労働契約を結び、内容についても理解している(職員へのヒアリングにて確認)。 就業規則第29条に休憩時間及び休憩時間中は自由であることが明記されている。職員は、午前8時30分~午後5時の労働時間の間に1時間の休憩時間が与えられ、自由に利用することができる。時間通りに休憩時間を取れない時も時間をずらして取得している。(職員へのヒアリング、就業規程にて確認) 被雇用者の身分証明書の原本は保有していない。(職員、管理者へのヒアリングで確認) 職員の賃金は規程に基づき定期的に支払われており、雇用の継続のために雇用主が保持していることはない。その他の個人財産において漁協は保有していない。(職員へのヒアリングにて確認)。 従業員に対する資金貸付制度があるが、返済契約に基づき返済を求め、それ以上の強制はなされない。職員が借金返済のために従事義務を課されていることはない。(職員へのヒアリングで確認)

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
<b>判定基準 7.3 差別</b>					
7.3.1.	指標: 差別の発生 要件: 0 適用範囲: すべて	a. 現場における反差別方針を記した書類(会社は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合組織、支持政党、その他差別の発生要因となりうる条件による雇用、報酬、研修の機会、昇進、退職、定年の差別を支持しないことを言及する)		適合	【生産者】生産者のほとんどは家族経営であり雇用されていない。一部知人をパート労働者として雇用している場合も差別はしていない。(生産者、職員へのヒアリングで確認)  【漁協】特にこのような記載も明記した書類は確認していないが、雇用者はすべて人種、身分、国籍の違いがなく、このような差別はされない。性別においても同一雇用契約書であり、差別は認められない。職員は正職員3名、臨時職員5名の計8名であるが、業務内容に基づき給与体系が定められており差別的取り扱いはないと判断する。 職員の採用においては、性別等で条件を定めるなどは行っていない。その他差別にあたるような行為は発生していない(職員、管理者へのヒアリングで確認)。
		b. 労働者の言質により7.3.1aが証明される			
		c. その他、内容を記述			
<b>判定基準 7.4 健康と安全</b>					
7.4.1.	指標: 健康と安全に関連する事故と違反行為は全て記録され必要があれば是正措置をとる 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 業務上の健康と安全違反について書類が作成されている		適合	【生産者・漁協】平成25年に、船上でのカキ水揚げの作業中に、船が揺れた拍子に洗浄機に手を差し込みけがをした事故が発生した。平成25年12月17日に日誌で記録していた。 事故後に気仙沼海上保安署が来て、調査をした。その後管内に注意喚起の文書が配布された。船が揺れて機械後部が浮き上がったための事故だったため、注意して作業することが必要だった。 事故後に、注意を喚起する張り紙を写真入りで作成し、漁協事務所内に掲示。同様の事故の発生を防ぐために組合員に呼びかけが行われた(事務所内の掲示物を目視で確認)。 過去1年において業務上の健康と安全違反のケースは生じていない。(生産者、漁協職員へのインタビューにて確認)
		b. 発生した事故に対応した是正措置が計画通り実行されている。根本原因の分析、根本原因の処理、同様の環境における将来の事故発生を予防する内容を含むべき。			
		c. その他、内容を記述			

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規程に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p>7.4.2.</p>	<p>指標: 業務上の健康と安全に関する研修の機会が全従業員にある</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 職場環境における危険およびリスクの最小化。職場における危険とそのリスクを防ぐための体系化された手続きおよび方針を书面化し、その情報が全被雇用者に公開されていること</p> <p>b. 緊急時の対応手順があり、従業員に周知している</p> <p>c. 健康と安全に関する研修の機会が従業員全員にあり、潜在的危険とリスクの最小化に関する研修を含むこと</p> <p>d. 危険性の高い化学薬品は適切かつ処方通りに保管されていること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>		<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>【生産者・漁協】「戸倉かき部会 業務安全管理に関する規定」を作成した。安全教育、社会保障への加入、事故の再発防止、安全管理の項目がある。各作業の注意点を作成し、カキ処理場に掲示している。緊急時の連絡体制図もカキ処理場に掲示している。温湯処理は75℃から80℃程度の湯を使うが、やけどの事例はない。海上保安庁が推進するライフガードレディース(女性ライフジャケット着用推進員)の取り組みを始めた。小型船舶操縦免許更新時に講習を受けている。安全に関する内容も含まれている。震災以前は遊漁船の安全管理についての講習もあったが、今はない。平成26年10月29日に、戸倉女性部の役員会で、気仙沼海上保安署からライフガードレディースの委嘱状が交付された。その際の記録がある。救命救急講習は船舶免許取得時に受講している。以前は地区ごとでも実施していたが現在は行われていない。AEDを設置しているが使用講習は受けていない。組合の総会(年1回)の場で衛生や安全に関する情報が共有されているが、講習などは行われていない(生産者のヒアリングにて確認)。カキの水揚げの際に船に乗る際はライフジャケットの着用が決められており、生産者も認識はしている。ただし一部生産者においては着用していないことが確認された(生産者へのヒアリングにて確認)。<b>観察事項2017.3参照。</b></p> <p>【生産者】水難救済会救難所員等互助会に加入している。オイル流出や船舶事故、漂流・遭難などへの対応、事故や体調悪化への対応(陸上、船上別)の手順が定められている。(書類にて確認)</p> <p>【漁協】漁協の職員への研修会等は過去1年で開催されていない。業務上のリスクが伴う業務は、集荷時の立ち合いのみであるので、業務実施時の上司の説明により教育され経験を積む。養殖作業における安全性とは関係しない。業務において、危険性の高い化学薬品の取り扱いはない。(職員へのヒアリングにて確認)</p>
<p>7.4.3.</p>	<p>指標: 従業員の業務上の災害または障害に対する医療費は雇用者の責任であり、他の方法で補填されない限り保険の裏付けがある</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 全従業員は業務上の事故やケガにかかる費用を補償するのに十分な保険を欠けていることを管理者所有の書類に記載がある。臨時、移民、外国人労働者に対しても等しく適用される</p> <p>b. その他、内容を記述</p>		<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>【生産者・漁協】生産者は雇用されておらず、全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)によるJF共済「ノリコー」(乗組員厚生共済、及び漁船乗組船主保険)に加入するかどうかは個人の意思に委ねられるが、漁協として加入を勧める方針である。個人の保険加入状況までは組合では把握していないが、ほぼ100%加入している。漁船保険でカバーできる部分も多い。漁船の共済は組合にて加盟している。漁家台帳を作成する構想がある。</p> <p>【漁協】職員は社会保険、雇用保険に加入しており、業務上の事故があった場合には、労災にて対応している(漁協職員、管理者へのヒアリングで確認)</p>

	<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規程に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
<p><b>判定基準 7.5 公正かつ適切な賃金</b></p>				
<p>7.5.1.</p>	<p>指標: 公正かつ適切な賃金 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者、管理者は同一賃金同一労働の原則をもち、その内容を理解している</p> <p>b. 雇用者は標準労働週(48時間以下)に対して支払われる賃金が、常に、最低でも法的あるいは業界の最低水準以上となることを確保する</p> <p>c. 浮上した紛争と苦情を取り扱う現場における労働紛争解決方針があり、対応している</p> <p>d. 基本要求賃金に対する最小賃金の比率が常に100%以上である</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>【生産者】生産者のほとんどは家族経営であり雇用されていない。パート労働者を雇用している場合には、カキ剥き作業に対する従事時間により報酬が支給されている。</p> <p>【漁協】職員給与規程が作成され、これに基づき給与が決定されるので、給与体系は明確である。宮城県漁協では、平成19年4月1日の合併にあわせて、統一の職員給与規定を定めており、支部ごとに異なっていた賃金が統一された。職員も規程の内容について理解している(職員へのヒアリング、規程の内容確認)。就業規則第29条に、1週間の所定労働時間は40時間と定められ、給与は給与規程で定められ法的基準を満たしている。労働に関する問題がある場合には職員同士が協議し、管理者に随時相談できる体制があることを確認した(職員へのヒアリングによる)。宮城県漁協が定めた人事考課制度に基づき、職員の評価や意見交換を行っている(管理者へのヒアリングにて確認)。</p> <p>職員給与規定における基本給の最低水準は、宮城県が定める最低賃金を十分に上回っている。最低賃金は健康で文化的な最低限度の生活ができる水準となるよう、都道府県ごとに設定されているため、基本要求賃金と同水準である。</p>
<p><b>判定基準 7.6 結社の自由と団体交渉</b></p>				
<p>7.6.1.</p>	<p>指標: 従業員の結社の自由と団体交渉の権利 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 労働者は労働組合の結成と参加の自由があり、いかなる場合も雇用者または雇用者が結成/バックアップしている組織からの干渉を受けない。ILOは特に「雇用者あるいは雇用者系組織の支配下にある労働者組織の組織化または支援するような行為」を禁じている</p> <p>b. 評判のよい市民団体が存在しない場合、地域労働組合が、従業員の結社の自由と団体交渉の権利にかかる雇用者の違反について、目立った事例がないことを確認する。</p> <p>c. 労働組合の代表が敷地内で適切な時間に、職場において組合員と面談できる</p> <p>d. 結社の自由と団体交渉の権利に関しての公約を雇用者からの明解なコミュニケーション</p> <p>e. 労働組合がある場合、労働者全員に直接コンタクトまたは通知を送る(ポスター、パンフレット、訪問)ことができる</p> <p>f. その他、内容を記述</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	<p>【生産者】生産者のほとんどは家族経営である。一部知人をパート労働者として雇用しているが組合を組織する規模ではない。</p> <p>【漁協】地域漁協としては、これまで労働組合を組織化した経験はなく、過去1年でも組織化されていない。管理者により組織化を制限されていることもない。(職員へのヒアリングにて確認)。また、合併前には上部団体(県漁連)には労働組合が存在していたが、現在の宮城県漁協では組織されていない。(職員、管理者へのヒアリングにて)</p> <p>結社の自由と団体交渉権に関して特別なコミュニケーションが行われていることは確認できなかった。管理者と職員は全員直接コミュニケーションをとることができる体制ができています。(職員へのヒアリングにて)</p>

	適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠 1. 各適合規程に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	非適合事項の区分の理由 非適合事項の区分や非該当項目の
判定基準 7.7 虐待的懲戒行為の禁止				
7.7.1.	指標: 養殖場における虐待的懲戒処分の発生 要件: 0 適用範囲: すべて	a. 体罰、物理的／心理的強制または言葉による虐待への関与やそれを支持することがない b. 罰金と賃金控除は労働者への懲戒法としては容認されない c. 懲戒行為が必要な状況では手続きがあり、前向きな言葉や書面による警告を用いること。目的は前向きな改善のためであるべき。 d. その他、内容を記述	適合	【生産者】生産者のほとんどは家族経営であり、一部知人をパート労働者を雇用している場合も、虐待的懲戒処分は行われていない。 【漁協】職員に対して、体罰や物理的／真実的強制、虐待などは報告されていない(職員へのヒアリングにて確認) 懲戒の区分においては日本の労働基準法に準拠した内容が定められている。区分として減給措置も存在するが、過去1年でにそのような懲戒措置を行ったことはない(書類にて確認)。 懲戒処分の報告がなく、罰金や賃金控除は行われていない(職員へのヒアリングにて確認) 業規程では、懲戒行為の軽減措置(情状の考慮)が定められているが、過去1年で適用された事例はなかった。
判定基準 7.8 労働時間				
7.8.1.	指標: 勤務時間および時間外勤務に関する法律または期待値に対する違反または不正使用の発生 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 懲戒行為として支払の差引の禁止 b. 賃金と便益は従業員に明確に伝えられ、都合の良いかたちで従業員に支払われること。便益の支給の代わりに旅行に出かけたり、約束手形、クーポン、代用品を受け取ってはならない。 c. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関する実例がない d. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されている e. 雇用者は労働時間に関連する法律と業界標準に準拠すること。「標準週作業時間」は法律で定義されるが恒常的に48時間を超えてはならない。法律で認められている場合に限り、季節的変動を適用することができる。 f. すべての残業は割増賃金を支払い、その合計は週12時間を超えてはならない。 g. 残業は自発的なものであること	適合	【生産者】生産者のほとんどは家族経営であり雇用されていないため、労働時間は各自で判断できる。組合によるカキの出荷時間が決まっているので、それに合わせてカキ共同処理場を開場し、業務を行っている。 カキ処理場は使用時間、使用者が決められている。最盛期で早く朝4時に開場し、昼12時まで使用できる。日曜日は出荷が休みのため処理場も休みにしている。 カキ処理終了後、午後3時頃までに次の日に処理するカキを水揚げする。カキの水揚げは早く1時間で終了する。機械化されたため楽になった。 がんばる養殖事業に取り組んでから、以前より労働時間は短縮された。12時間も働く生産者は今はいない。 【漁協】労働基準法に基づき、懲戒行為が定められているが、過去1年でこのようなことを実施した事例がない。 給与規程が明確に定められている。給与は毎月銀行に現金振り込みされる。(職員へのヒアリングおよび支払い記録にて確認) 該当する契約形態はないことを口頭で確認した。(生産者、漁協職員、管理者へのヒアリングによる)。 給与規程が明確に定められ、社員は常に閲覧可能である。(職員へのヒアリングにて確認)。 漁協の職員は就業規程により、職員の労働時間は、午前8時30分から午後5時までとされ、1週間の所定労働時間は週40時間と定められている。 残業の割増料金は、給与規程に明記されており、これに基づいて支払われている。実際の給与明細を確認した。残業時間については、年間をとおして、平日の長時間残業はまずなく、週に12時間を超えることはない。繁忙期に休日出勤をすることがあるが、この場合は休日出勤手当が支払われている。ただし、休日の割増賃金の計算が規程と異なる場合があった。(残業記録、賃金支払い記録にて確認) 残業や休日出勤は雇用者の強制でなく、必要があると判断した場合に、雇用者から書面により申告し、上司が許可をする。この申請については、2017年1月より新たなシステムが導入され運用されている(残業申請記録にて確認)。

		<p style="text-align: center;"><b>適合基準</b> (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;"><b>審査の証拠</b></p> <p>1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価</b> (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;"><b>非適合事項の区分の理由</b> 非適合事項の区分や非該当項目の</p>
		h. その他、内容を記述			

## ASC審査報告書 - トレーサビリティ

10 トレーサビリティ因子	存在する場合はリスク因子の説明	リスクを管理するために整備されているトレーサビリティ、分別またはその他の仕組み
10.1 同事業体内で生産される同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	生産されるすべてのカキが認証されるため、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性はない。	カキは収穫および加工の際には生産者ごとに明確に分けられている。
10.2 養殖、収穫、輸送、保管または加工業務中に存在する同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	取り扱われるすべてのカキが認証され、非認証カキは加工工程に入り込まないため、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性はない。	カキは収穫および加工の際には生産者ごとに明確に分けられている。殻の剥かれたカキは不正開封防止容器に入れられ、トレーサビリティシールが貼られる。
10.3 認証製品の取り扱い、輸送、保管または加工において請負業者が使用される可能性	請負業者への委託はない。	該当しない。
10.4 製品がCoCへ受け渡される前に、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる、または間違ったラベルが付けられる、その他の機会	なし。	該当しない。
10.5 事業体内の認証製品の流れおよび関連するトレーサビリティの仕組みの詳細な説明 これは販売された製品から認証単位まで遡ることを可能とする仕組みである	カキはそれぞれの生産者により収穫される。各生産者は自身で殻剥きを行い、殻の剥かれたカキは不正開封防止容器に入れられ、トレーサビリティシールが貼られる。シールには生産者名、養殖場、消費期限が記載されている。	
10.6 <u>トレーサビリティに関する判断:</u>		
10.6.1 事業体のトレーサビリティおよび分別の仕組みは、事業体により認証製品として識別および販売されるすべての製品が認証単位由来であることを保証するのに十分である または	はい。	

10.6.2 トレーサビリティおよび分別の仕組みは不十分であり、製品がASC認証製品として販売されるまたはASCロゴを付ける要件を満たすためには、別途CoC認証が必要である

別途CoC認証は必要ない。

10.6.3 CoC認証が必要となる開始点

宮城県漁業協同組合志津川支所戸倉地区からカキを購入する購入者

10.6.4 生産者には別途CoC認証が必要か

いいえ。

## ASC審査報告書 - クロージング

### 11 所見

#### 11.1 すべての不適合と観察事項をまとめた一覧表

不適合番号	不適合の状況	参照条項	不適合の内容	是正処置の内容
2017.1	軽微	5.1.2 生物系廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの	カキ殻の一時保管場所は町有地であり、漁協が町と土地賃貸借契約書を結んでいる。平成26年4月1日から平成29年3月31日の契約書。これ以降の契約更新については漁協において状況が把握されていないかった。	
2017.2	軽微	5.2.1 生産に関するエネルギーの使用状況の監視とエネルギー効率の改善のための活動を継続していることを示す証拠となるもの	燃料使用量は年に1回生産者から漁協に報告書を提出してもらった。しかし、平成27年の記録を集めたが、報告がなされていない生産者が数名いた。	
2017.3	観察事項	7.4.2 業務上の健康と安全に関する研修の機会が全従業員にある	カキの水揚げの際に船に乗る際はライフジャケットの着用が決められており、生産者も認識はしている。ただし一部生産者においては着用していないことが確認された。	

11.2 指摘される不適合および観察事項ごとに、不適合報告フォームのコピーが作成される。

11.3 承認された規格の変更または解釈を適用された場合、承認された変更または解釈のコピー全てを報告書に添付しなければならない。**不適合の指摘においてこれらが適用された場合**、ASC参照番号および適用の理由を不適合報告フォームのNCF5およびNCF6にそれぞれ記入しなければならない。

### 12 評価結果

12.1 規格およびガイダンス文書の特定要素に対する事業体の審査結果報告

戸倉地区のカキ養殖場の運営は全般的にASC二枚貝規格第1.0版の要求事項を満たしている。

12.2 審査された**認証単位**が一貫して関連規格の目的を満たす能力があるかどうかに関する明確な説明

審査された認証単位には一貫して関連規格の目的を満たす能力がある。

12.3 生物多様性環境影響評価(BEIA)または参加型社会影響評価(PSIA)が**入手可能な場合**、この全文が審査報告書に加えられなければならない。これらの文書が英語でない場合は、英語の概要も報告書に加えられなければならない。

入手可能なBEIAまたはPSIAはない。

### 13 認証判断

13.1 認証が発行されたか(はい/いいえ)

はい

13.2 認証有効開始日(該当する場合)

2016年3月30日

13.3 生産者には別途CoC認証が必要か(はい/いいえ)

いいえ

13.4 認証が発行された場合は次を記入:

13.4.1 認証発行日および有効期限

認証発行日:2016年3月30日  
認証有効期限:2019年3月29日

13.4.2 認証範囲

宮城県漁業協同組合志津川支所戸倉地区のカキ養殖場  
商品:マガキ(*Crassostrea gigas*)  
ASC規格:ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)

13.4.3 利害関係者への説明: 認証機関の判断に関する苦情または異議は、認証機関の苦情解決手順に従い処理される。この手順および苦情に関するさらなる情報は右に示されている情報源から入手できる。

苦情処理手順についてはアマタ株式会社へ連絡して下さい。  
所在地: 〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号  
メールアドレス: ninsho@amita-net.co.jp

## 14 定期監査

### 14.1 次回の定期監査予定

14.1.1 予定日

2017/9/1

14.1.2 予定サイト

宮城県南三陸町戸倉地区のカキ養殖場

### 14.2 次回の審査・監査タイプ

14.2.1 第1回定期監査

14.2.2 第2回定期監査

14.2.3 再認証審査

14.2.4 その他(タイプを明記)

✓